

平成 25 年度第 1 回(通算第 17 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事概要

1. 日 時 : 平成 25 年 5 月 13 日(月) 13:30~17:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 3 会議室
3. 出 席 : 委員: 福田主査、辻副主査、松浦、小田、澤柳、山本、三浦、
桐生
KHK: 松本、飯沼、鈴木
4. 配付資料:
 - 資料 65 前回議事概要(案)
 - 資料 63Rev.1 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 フルオロカーボン
施設基準/現行基準 対照表
 - 資料 66 資料 63 の冷凍空調装置の施設基準 (アンモニアの施設編)
の課題に対する回答及び意見等
 - 資料 67 資料 63 の冷凍空調装置の施設基準 (アンモニアの施設編)
の課題に対する事務局案

5. 定足数報告: 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

6. 議事

(1) 前回議事概要の確認について

資料 65 に基づき、前回の議事が通読され、3 ページ上から 9 行目 ・h) コンベアトンネルなどの可動物のあるに・・・を ・h)「コンベアトンネルなど可動物のある」に・・・に修正し承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準 (アンモニア施設編) の作成について

資料 63Rev.1 に基づき事務局から説明があり、次のことを決めた。

○改正項、2 建物の用途区分と冷凍システムの表 1 中、冷凍システムの区分欄 1 ~ 6 を表 2 の冷凍システムの様式欄 a ~ f に統一する。

○改正項、3 冷媒ガス配管 g) の「・・・覆われていること。」を「・・・

覆うこと。」とする。

○改正項、4.1 冷凍装置を設置する位置 c) 1) 「・・・十分な広さをとり」を削除する。 同 c) 3) 「0.5m」を「十分な広さをとる」にする。 同 d) の冷凍能力は現行とおり 20 トンとする。 また、消防法に定める指定数量以上の危険物からの離隔距離 20m について、消防法を調べることにした。

○改正項、4.2 冷凍装置の設置場所の構造 a) 「内外面を不燃材で被覆した」はそのまま残すことにした。 同 b) 「低圧容器室」は、現在はほとんどないため、削除し、それ以外は現行の規定にもどすことにした。 同 c) の「階段」は残すことにした。 同 e)、f) 及び g) は現行にもどすことにし、h) ～ m) は、改正案のとおりとした。

○改正項、4.3.1 火気との隔離 表 3 - 火気設備の区分と距離における条件欄の「耐火防熱壁」は「防火壁」に変更する。 また、表 4 - 火気設備の区分と火気の基準における火気の区分欄の「ストーブ」を「ストーブ等」とすることにした。

(3) その他

・本日の質疑を踏まえて事務局で資料を整理し、各委員に資料をメールで送付することとし、次回は、平成 25 年 6 月 24 日(月)13:30 から開催することとした。

以上